

市民相談(7月分)

(予約は電話で)
祝日・休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料
同一内容の相談は原則1回
場 市役所1階市民相談室101・102
問 広報広聴課
TEL 06-6992-1353, 1356
法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地
建物の賃借問題など

▼弁護士※予
(1人30分・先着14人)
毎週木曜日13:00~16:30
▼司法書士※予
(1人30分・先着8人)
第2・3・4火曜日13:00~15:00
登記相談・・・相続・売買・贈与などの
登記
▼司法書士※予
(1人30分・先着4人)
第2水曜日13:00~15:00
税務相談・・・7月は休止します。

行政書士相談・・・成年後見・各種契約
書の作成など
▼行政書士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00
不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動
産の活用など
▼宅地建物取引士※予
(1人30分・先着6人)
第1火曜日13:00~16:00

※予上記いずれも相談日の1週間前
(休日の時は翌開庁日)13:00から
電話受付

行政相談・・・国などの行政に対する
要望や苦情など
▼行政相談委員予前日までに
第4火曜日10:00~12:00

ガソリンの貯蔵、取り扱い
ガソリンは貯蔵、取り扱いを間違え
ると火災発生の原因になり、甚大な被
害が出ると予想されます。正しい貯蔵、
取り扱いを行うことにより火災を事前
に防ぐことができます。

貯蔵のポイント
▽高温になる所に保管しない。
▽直射日光に当たる場所に保管しない。
▽置き場が不安定な場所に保管しない。
取り扱いのポイント
▽取り扱いは火気を使用しない。
▽密閉空間では使用しない。
▽周囲の安全を確認し使用すること。
ガソリンを貯蔵、取り扱う際は十分
に気をつけてください。

問 守口市門真市消防組合消防本部予
防課
TEL 06・6906・1302

守口市門真市消防組合
令和元年度情報公開制度および個人情報保護制度運用状況

情報公開制度			個人情報保護制度		
区分	件数		区分	件数	
請求件数	0		請求件数	2	
処理状況	全部公開	0	処理状況	全部開示	1
	一部公開	0		部分開示	1
	非公開	0		非開示	0
	文書不存在	0	審査請求	0	
	情報提供 取下げ	0			
審査請求	0				

問 守口市門真市消防組合消防本部
総務課
TEL 06-6906-1123

**情報公開制度・個人情報保護制度
令和元年度運用状況**
市は、市民の皆さんの市政に対する
理解と信頼を深め、開かれた市政を目
指し、情報公開制度と個人情報保護制
度を実施しています。

両制度の運用状況を説明した冊子
は、法制文書課および市ホームページ
で閲覧できます。

備 情報公開制度の非公開件224件の
うち59件、31件、48件、35件および
11件は、それぞれ類似する請求内容
の処理件数です。

問 法制文書課
TEL 06・6992・1427

情報公開制度			個人情報保護制度		
区分	件数		区分	件数	
請求件数	519		請求件数	16	
処理状況	全部公開	190	処理状況	全部開示	0
	一部公開	93		一部開示	14
	非公開	224		非開示	0
	存否応答拒否	0		文書不存在	1
	取下げ	12		取下げ	1
計	519		却下	0	
審査請求	0		計	16	
			審査請求	0	

お知らせ
国民年金保険料免除制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満
の全ての人が加入し、老後の老齢基礎
年金の他、万が一のとき障害基礎年金
や遺族基礎年金が受け取れる制度です。
国民年金の保険料は月額1万6千5
40円ですが、経済的な理由などで保
険料の納付が困難な場合は、申請手続
きにより、保険料が免除されることが
あります。

保険料の免除制度には、「4分の1免
除」、「半額免除」、「4分の3免除」、「全
額免除」があります。

これらの免除が適用されるには、本
人、配偶者、世帯主それぞれの前年所
得が、一定の基準額以下であることが
条件です。(なお、平成31年1月以降に
離職された場合は、雇用保険受給資格
者証や雇用保険被保険者離職票などの
写しを添付してください)

令和2年度(7月~令和3年6月)の
免除申請については、7月から受け付
けを開始しますが、過去の期間に関す
る免除申請(申請書受付月から2年1
カ月前までの未納保険料)は、随時申
請が可能です。その際も同様に各申請
年度の前年所得で審査が行われます。

なお、保険料が免除された期間の老
齢基礎年金額は、全額納めた場合と比
較して、4分の1免除期間は「8分の

7」、半額免除期間は「8分の6」、4分
の3免除期間は「8分の5」、全額免除
期間は「8分の4」に相当する額で年金
額が計算されます。

これらの免除期間は障害基礎年金や
遺族基礎年金を受ける場合にも適用さ
れます。

ただし、一部免除制度は、残りの納
付すべき保険料を納め忘れると、免除
が無効になり、老齢・障害・遺族の各基
礎年金受給資格期間には含まれません
ので、必ず所定の保険料を納付して
ください。

この他、50歳未満の人を対象とした
「納付猶予制度」(所得審査あり)があり
ます。

また、学生を対象とした「学生納付
特例」(所得審査あり)といった保険料
の納付が猶予される制度もあります。

なお、免除または猶予された保険料
は、将来受け取る年金額が少なくなら
ないよう、10年以内に追納することが
できます。

追納するとき、免除が承認された期
間が属する年度から起算して、3年度
以降に納付する場合は、経過した年数
に応じた一定の額が加算されます。


問 総合窓口課国民年金担当
TEL 06・6992・1524

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は
利用してください。

なお、相談や連絡されずに納付がない場合、財産(不動産・
預金・給与など)に対し、差し押さえ・公売などを行うこと
になります。

時 7月26日(日)9:00~13:00
場 納税課
TEL 06-6992-1852~1854



例月出納検査の結果

4月分例月出納検査は、5月27日に、
高瀬久美子、久保篤彦、江端将哲の各
監査委員によって行われ、正確である
ことが認められました。

問 監査委員事務局
TEL 06・6992・1795

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給など
に関することや、本当に生活に困窮しているにも関
わらず、市に相談していない人の情報を受け
付け、その情報をもとに独自に調査を行います。
提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者
の個人情報厳守します。
市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。

- ▽仕事をしているのに市に報告していない
- ▽財産があるのに、生活保護費を受給している
- ▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
- ▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取する
など、貧困ビジネスの疑いがある
- ▽自身の処方薬を他人に渡している
- ▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 ❏ Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp